

## ラグビーアカデミー規約

### 第1条（名称）

ラグビー部門における育成カテゴリー（U-12/U-15/U-18）の総称をラグビーアカデミー（以下「アカデミー」という）とし、男女／年代のサブカテゴリーの名称を以下のとおりとする。

- ・男女U-12総称：横河武蔵野ラグビーアカデミー
- ・男子アカデミー総称：アトラスターズ アカデミー
- ・男子U-15：アトラスターズ ジュニアアカデミー
- ・女子アカデミー総称：アルテミ・スターズ アカデミー
- ・女子U-15：アルテミ・スターズ ジュニアアカデミー
- ・女子U-18：アルテミ・スターズ ユース

### 第2条（運営・管理）

アカデミーは、一般社団法人横河武蔵野スポーツクラブ（以下「運営法人」という）が運営・管理を行う。

### 第3条（事務局）

アカデミーの事務局は、運営法人事務所内に置く。

### 第4条（コンセプト）

我々は教育をテーマとし、ラグビー精神を通じて、未来のグローバルリーダー育成を目指す。

1. フェアプレイの精神：常に正々堂々とベストを尽くす精神
2. ノーサイドの精神：戦い終えたら両軍のサイドが無くなって同じ仲間だという精神
3. One for All, All for One の精神：一人はみんなの為に、みんなは一人の為に尽くす精神

### 第5条（組織）

削除

### 第6条（入会資格）

アカデミーへの入会資格は、次の規定による。

1. アカデミーのコンセプトを理解し、実践する意思のある小学生（5、6年生）・中学生・高校生で、保護者の承認を得たもの。
2. 勉学との両立を図り、何事においても前向きに取り組む姿勢のあるもの。

### 第7条（入会）

入会は、以下の手続きにより行う。

なお、入会申込みを行う前に申し出により体験練習を行うことができる。

1. 「ラグビーアカデミー規約」（以下、本規約という）  
入会にあたっては、本人および保護者とも本規約を熟読し、理解した上で申込むこと。
2. 「入会申込書兼誓約書」  
「入会申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、保護者が捺印の上、提出する。
3. 入会申込書兼誓約書を提出後、入会を認められたアカデミー生本人、及び保護者をアカデミー会員（以下、会員という）とする。

#### 第8条（アカデミー生の義務）

アカデミー生は、次にあげる義務を遂行しなければならない。

1. 品位：アカデミー生の一員としての自覚を持ち、グラウンドの内外問わず、常にフェアプレイの精神を持って品位ある行動をすること。
2. 情熱：ラグビーができる環境、親に感謝し、学業においても情熱を持って取り組み、自己を高める努力を怠らないこと。
3. 結束：FOR ALL の精神の基、アカデミーはもちろん、所属するスクールや学校の結束を大切にすること。
4. 規律：プレイ中はもちろん、フィールドの外であっても規律を重んじ、自律した行動を心がけ、スタッフ、先生、親への報告・連絡・相談を怠らないこと。
5. 尊重：ラグビーに関わる全ての人、クラスメイト、学校や地域の全ての人を尊重し、差別などはせず、いじめに加担したりしないこと。

#### 第9条（入会金・月謝・その他費用）

1. 入会金・月謝の金額、支払方法及び支払時期については、運営法人が別途定める。なお、一旦納入した入会金については理由の如何に関わらず返還しない。
2. 練習、遠征などに掛かる交通費など必要な諸費用については、実費負担とする。
3. その他費用として、海外短期留学積立金または練習着等購入費などについては、別途、運営法人から保護者へ通知の上、徴収する場合がある。

#### 第10条（欠席連絡）

練習をやむを得ず欠席する場合は、練習メニューの調整検討およびセキュリティの観点から事前にコーチングスタッフへ欠席理由を伝えること。連絡手段は、別途コーチングスタッフが定める方法による。

#### 第11条（休会）

休会をする場合は、休会を開始する前月28日までに所定の用紙にて休会届を提出しなければならない。なお、休会中も会費は支払わなければならない。但し、長期怪我やその他アカデミーが認めた場合は会費の支払を免除することがある。

## 第12条（変更）

コースの変更（月単位）をする場合は、変更月の前月28日までに所定の用紙にて変更届を提出しなければならない。

## 第13条（退会）

退会する場合、退会月の28日まで所定の用紙にて退会届を提出しなければならない。

## 第14条（除名）

次の項に抵触した場合、注意の上、改善が見られない場合は、除名することができる。

1. 故意または数度に渡り、本規約に違反した場合
2. 学校で退学・停学処分を受けた場合
3. 月謝を3か月に渡って滞納した場合
4. 本人または保護者の言動が、著しくアカデミーや運営法人、および運営法人が運営するトップチームの名誉を傷つけたり、他のアカデミー生や保護者と非協調的な行動があったりした場合
5. 本人または保護者が、暴力団及び反社会的勢力との関わりを持った場合

## 第15条（施設の閉鎖）

1. アカデミーは、次の各号のいずれかにより、活動する事が困難、または活動すべきでないと判断するときはアカデミーの施設の全部または一部を閉鎖する事が出来る。
  - 1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力があった時またはその恐れがあるとき。
  - 2) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
  - 3) 判決の言渡し、法廷の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含む。）、行政指導もしくは命令等があったとき。
  - 4) 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
  - 5) その他、アカデミーが活動する事が困難または営業すべきでない事情が生じたとき、またはその恐れがあるとき。
2. 前項の場合、法令の定めまたはアカデミーが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払い義務が軽減され、または免除されることはない。
3. アカデミーは、閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前まで会員に対しその旨を告知または通知する。

## 第16条（安全管理）

1. コーチ、トレーナー等、現場スタッフは事故がおきないよう万全の注意を払うが、アカデミーの活動において発生した不慮の事故による障害については、スポーツ障害保険を適用する。アカデミーは、不慮の事故による責任は一切負わない。
2. 付添いや見学者などスポーツ障害保険未加入者が、アカデミーの活動中に不慮の事故による障害を被った場合、アカデミーは一切責任を負わない。

3. アカデミー生は、コンディションをコーチに正確に伝え、ケガの防止に努めなければならない。

#### 第17条（個人情報・著作権・肖像権）

入会時、申込書に記載された個人情報はアカデミーの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。また、アカデミー活動中に記録された写真、映像、音声に関する素材の著作権はアカデミーに帰属するものとし、会員は、アカデミーの宣伝広告等に使用することを承諾し、肖像権等を行使しない。

#### 第18条（規約の改定）

本規約は、運営法人において業務執行理事の承認によって随時改訂することができる。

#### 付則

本規約の主管は、ラグビー部門とする。

本規約は、2017（平成29）年10月1日から施行する。

改定 2020年9月1日

改定 2022年5月27日